

「令和6年度男性の家事シェア促進業務（啓発イベント）」業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度男性の家事シェア促進業務（啓発イベント）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

男性の家事参画に対する気運を高めるとともに、実際の家事体験を通して、家事をしない男性の意識及び行動の変容を促すため、県内の商業施設において男性の家事参画を促進する取組（啓発イベントの実施）を行うこととし、当該イベントの企画立案、当日の進行管理及び関連する業務について企画提案を公募するものである。

4 委託業務の内容

（1）イベントの企画立案

①会場と開催日程

- ・サンロード青森（サンホール） 令和7年1月11日（土）
- ・イオン下田（西コート） 令和7年2月11日（火・祝）

なお、両日ともに開催時間は10：00～15：00、搬入搬出時間として前後2時間程度

②対象

県内在住の40～60代の男性を含む夫婦・家族等

③実施内容

- ・楽に楽しく家事をすることができる掃除や洗濯などの日用品を用いた体験イベントを開催すること。（2会場共通）
- ・青森県知事による商品体験（サンロード青森のみ）
サンロード青森での開催については、ステージ上で知事とアテンド役とが掛け合いをしながら、商品の実演を行う1時間程度のステージイベントを行うこと。
- ・一般の方による商品体験（2会場共通）
全体で3～5ブース程度の体験ブースを設置し、1ブースあたり1～2商品の体験を行うこと。
- ・子ども連れの家族も集客できるような工夫をすること。

（2）事前準備

- ・会場管理会社との調整（会場使用料の支払いを含む。）
- ・サンロード青森での青森県知事による商品体験
- ・進行台本等の作成
- ・知事進行アテンド（県内アナウンサー1名、芸人1名）の調整・手配
- ・知事進行アテンド謝金等支払い

(3) イベント告知

- ・ポスターの作成・送付

A3版20部。上記4(1)①の2店舗に送付。

なお、デザインについては、発注者と協議の上決定すること。

- ・WEB広告

Google及びYahoo!ディスプレイ広告において配信すること。

- ・地元テレビ局のイベント告知

県内1～2局の情報番組において、原稿提供形式で告知をすること。

- ・その他集客に向けた効果的な方法による告知

(4) 会場設営・当日運営

- ・イベント会場の設営・撤収

なお、当日使用するテーブルや椅子については、上記4(1)①の2会場の備品を使用することとする。

- ・ステージのセッティング(サンロード青森のみ)

- ・体験ブースのセッティング

- ・体験ブース来場者への対応(ノベルティの配付)

発注者が指定する日用品メーカーから、ノベルティ60セット(120,000円程度)を購入し、来場者に配付する。

5 留意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分な連携をとること。

(2) 業務の実施にあたっては、実施場所を管理する者からの指示に従うこと。

(3) イベントの実施にあたっては、日用品メーカーと協議を行うこと。

(4) イベントで使用する商品を取り扱う日用品メーカーとの交渉は発注者が実施すること。

(5) 委託料には、謝金、会場借上料、ノベルティ料等を含むこと。

6 成果品及び納品場所

(1) 成果品

- ・業務完了報告書(イベントの開催概要を記載すること)(電子データ)

- ・ポスター及びポスターのデザインデータ(電子データ)

- ・WEB広告のデザインデータ(電子データ)

(2) 納品場所

青森県 こども家庭部 県民活躍推進課

7 著作権について

成果品に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、発注者に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

なお、成果品は、発注者が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。